

平成 27 年 3 月 5 日

会員各位

(一社)長野県空調衛生設備業協会
会 長 竹 内 正 明

「法定福利費」が明示された見積書提出のお願い

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は協会運営に対しまして、格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における社会保険の加入促進を図るために、その原資となる法定福利費の確保が求められています。国土交通省は「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(H25.5.10 付)の通知で、下請企業から元請企業への標準見積書の提出を平成 25 年 9 月頃を目途に一斉に開始することを各建設業団体と申し合わせ、その対応を依頼しています。

つきましては、当協会としても「法定福利費」について積極的に取組む必要があると判断し、協会各位に下記の対応をお願いいたします。

記

1. 「建設業・雇用改善法等に基づく届出書」での「健康保健等の加入状況」への完全記入

保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理 記号等	(例) 00 - アイ 1111		(例) 00 - アイ 1111		(例) 0000 - 1111111 - 2	

記入欄書式に多少差異はありますが、事業所整理記号等を記入してください。

2. 見積書への「法定福利費」の内訳明示

協会会員が下請企業として元請企業へ見積書を提出する際には、「法定福利費相当額」を含めた金額を提示してください。

(例)総額 1,080,000 円 (工事価格 1,000,000 円 + 消費税 80,000 円)

内訳には、法定福利費相当額 32,724 円を含む と記載する。

算出方法の一例：1,080,000 × 労務費率 20% × 法定福利費事業所負担分 15.15%

3. 運用開始 平成 27 年 4 月 1 日

以上